

# 太田市立城東中学校 部活動に係る基本方針

2018年7月25日  
太田市立城東中学校

## 1 基本方針

- (1) 生徒の心身の健全な成長を第一とし、けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたり運動や文化に親しむ態度を養うことを目的とする。
- (2) 本方針は、「太田市部活動方針」に基づき策定し、2018年9月3日より運用していく。

## 2 指導運営に係る体制整備について

- (1) 定期的に職員会議等で「学校の方針」を確認する。
- (2) 練習計画や試合日程等を事前に保護者へ周知し、共通理解を図る。
- (3) 部活動検討委員会を設置し、部活動の取組や活動の評価と改善を図るための組織とする。構成は、学校職員、保護者、地域有識者とし、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域連携などについて協議するものとする。
- (4) 部活動指導員や部活動指導協力者との協力体制を構築する。部活動指導員や部活動指導協力者は以下の内容を理解した者とする。
  - 学校における部活動の位置付け
  - 教育的意義
  - 生徒の発達の段階に応じた科学的な指導
  - 安全の確保や事故発生後の対応
  - 生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止
  - 服務（校長の監督を受けること、生徒や保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）の遵守

## 3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

- (1) 適切な指導の実施
  - ①生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）
  - ②事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策）
  - ③体罰・ハラスメントの根絶
  - ④適切な休養日の設定
  - ⑤体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度の醸成
  - ⑥ストレス等による意欲低下の未然防止
  - ⑦技能や記録の向上のための科学的トレーニングの積極的な導入
  - ⑧休養を適切にとりつつ、短時間で効果的な指導
  - ⑨生徒との信頼関係の醸成
- (2) 体罰等の未然防止

体罰の未然防止のために、以下のように取り組む

  - ①指導としての暴力や暴言の禁止
  - ②懲戒としての体罰の禁止
  - ③生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為の禁止
  - ④保護者等も同様の認識を持てるような学校や顧問から積極的に説明

#### 4 適切な休養日の設定及び活動時間等について

##### (1) 週当たりの休養日の設定

- ① 平日に1日と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上休養日を設定する。
- ② 土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週間を目安に代替休養日確保すること。練習や練習試合での両日の活動は行わない。
  - ① 土・日曜日の両日が大会である。
  - ② 日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

##### (2) 長期休業中の休養日の設定

- ① 長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。
- ② 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。
- ③ 大会や練習試合で保護者の送迎が必要な場合、吹奏楽で講師による練習を依頼する場合など、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日確保する。

##### (3) 活動時間の設定

- ① 合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日では2時間以内（朝練習・放課後練習をあわせて）、学校の休業日（学期中の土・日曜日、長期休業日を含む）では3時間以内とする。ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。
- ② 土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

##### (4) 朝練習の実施

- ① 朝練習の効果だけでなく、生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮した上で実施する。
- ② 職員会議等で検討するなど、教職員間の共通理解を図るとともに、生徒や家庭との連携を密にして実施する。
- ③ 実施する場合には、希望者のみとする。
- ④ 放課後の練習時間が十分に取れる日は、原則として行わないようにする。
- ⑤ 朝練習を行う趣旨や効果等について、生徒と保護者・顧問等が十分に話し合い、生徒の自発的発想から実施するようにする。
- ⑥ 朝練習を行う場合は、午前7時40分から午前8時10分までの間の時間に行うこととする。

#### 5 参加する大会等の精選と移動手段について

##### (1) 大会の精選

- ① 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

##### (2) 移動手段

###### ○市教育委員会

- ① 県春季大会・県総合体育大会・県新人大会の選手輸送に関して、保護者の車での移動に対し、交通事故傷害保険をかけるものとする。
- ② 県総合体育大会の1日目については、市で用意した貸し切りバスやスクールバスに乗車することとする。
- ③ 上記以外の場合、協力する保護者の任意保険加入状況を確認する。